において同じ。）である場合及び第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、第一号に掲げる要件に限る。）にも該当するものとする。

一・二　［略］

指定設備			
販売が開始された時期に係る要件	減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	全ての指定設備		構築物

3　第一項の建物のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものとする。

一　当該設備等が、その建設の後事業の用に供されたことのないものであること。

二　当該設備等が、前項に規定する中小企業者の生産性向上に特に不可欠な設備等（当該設備等の取得価額の合計額が三百万円以上である場合に限る。）を稼働させるために取得又は建設されたものであること。

第二条・第三条　［略］

（先端設備等導入計画の認定の申請）

第四条　［略］

2・3　［略］

4　第一項の中小企業者が第一条第三項に規定する先端設備等を取得する場合においては、あらかじめ、様式第四の二による誓約書及び第一条第三項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

5　特定市町村の長は、申請書、第二項から前項までの書類並びに第三項及び第四項の誓約書のほか、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請）

第五条　［略］

2～4　［略］

5　第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であって、その変更後の先端設備等が第一条第三項に規定するものであるときは、あらかじめ、様式第六の二による誓約書及び第一条第三項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

第六条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、第一号に掲げる要件に限る。）にも該当するものとする。

一・二　［略］

指定設備			
販売が開始された時期に係る要件	減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	
［略］	［略］	［略］	［新設］
［略］	［略］	［略］	［新設］
［略］	［略］	［略］	［新設］
［略］	［略］	［略］	［新設］
［略］	［略］	［略］	［新設］

4　特定市町村の長は、申請書、第二項及び前項の書類並びに前項の誓約書のほか、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請）

第五条　［略］

2～4　［略］

［新設］

第六条　［略］